

令和3年12月15日 公 表  
令和3年12月24日 一部変更  
令和4年4月26日 一部変更  
令和4年5月20日 一部変更  
令和4年8月8日 一部変更  
令和4年8月22日 一部変更  
令和4年10月11日 一部変更  
令和4年11月25日 一部変更  
令和4年12月26日 一部変更

## 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和4年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和4年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」と

- 1 -

いう。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

### 第一 くろまぐろ（小型魚）

#### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,258.2トン

#### 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	78.4
青森県	377.6

- 2 -

岩手県	94.1
宮城県	86.8
秋田県	44.5
山形県	24.1
福島県	13.3
茨城県	29.3
千葉県	83.0
東京都	12.9
神奈川県	46.7
新潟県	114.2
富山県	117.9
石川県	127.5

- 3 -

福井県	38.2
静岡県	35.2
愛知県	0.1
三重県	46.5
京都府	37.3
大阪府	0.1
兵庫県	17.4
和歌山県	33.9
鳥取県	16.8
島根県	117.7
岡山県	0.6
広島県	0.2

- 4 -

山口県	123.9
徳島県	24.8
香川県	0.6
愛媛県	16.7
高知県	90.1
福岡県	25.4
佐賀県	15.6
長崎県	886.9
熊本県	19.1
大分県	3.8
宮崎県	19.6
鹿児島県	16.4

- 5 -

沖縄県	0.1
-----	-----

### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,247.4
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	48.4
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	25.0

## 第二 くろまぐろ（大型魚）

### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

- 6 -

6,789.4トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	344.5
青森県	589.9
岩手県	66.5
宮城県	29.9
秋田県	38.7
山形県	15.1

- 7 -

福島県	1.0
茨城県	8.3
千葉県	61.7
東京都	40.0
神奈川県	8.7
新潟県	73.1
富山県	17.1
石川県	30.6
福井県	21.9
静岡県	27.2
愛知県	1.0
三重県	26.6

- 8 -

京都府	28.5
大阪府	1.0
兵庫県	11.6
和歌山県	32.1
鳥取県	7.0
島根県	30.2
岡山県	0.5
広島県	1.0
山口県	29.4
徳島県	9.6
香川県	0.5
愛媛県	3.0

- 9 -

高知県	20.2
福岡県	9.1
佐賀県	8.6
長崎県	184.6
熊本県	8.1
大分県	7.0
宮崎県	22.5
鹿児島県	10.1
沖縄県	196.3

### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

- 10 -

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,129.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,795.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	22.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	10.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	747.1